

### 【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q：今回の入札参加資格停止案件については、件数が比較的多いと思われるが、原因は何が考えられるか？

A：第1四半期には、新潟市発注の建設工事及び愛知県瀬戸市発注の下水道工事等に関する談合や独占禁止法違反行為による資格停止の措置があったことから、比較的件数が多くなった。

### 【抽出事案に関する質疑応答】

#### 1 公共通常砂防事業工事（飛騨市古川町畦畑地内）

Q：20者のうち、4者が辞退しているが、業者の辞退理由を把握しているか？

A：辞退者への任意の聞き取りでは、積算見積額が予定価格を超えたことや別の手持ちの工事を抱えていたことが主な理由であった。

Q：辞退者の多くは、応札者に比べて、比較的施工場所から遠い業者が多いと思われ、辞退者は遠方の業者である傾向が見られるがどうか？

A：確かに辞退した業者は、比較的施工場所から遠い業者が多い傾向はあるが、辞退者と同じ地域にある遠方の業者が応札者となっている状況もあることから、一概に現場から遠いから辞退するとは限らない。

#### 2 公共河川災害復旧助成事業工事（高山市下之切町地内）

Q：今回の工事は落札率が約94.8%と比較的高い傾向にあるが、落札率の高低について地域性はあるのか？

A：今回の平成18年度第1四半期分の案件で見ると、全体の平均落札率が約90.7%であったが、高山土木事務所発注工事では約94.1%、岐阜土木事務所発注工事では約90.4%などとなっており、工事内容等にもよるが、発注機関のある地域性により落札率には開きがある。

Q：10者のうち、1者が辞退しているが、業者の辞退理由は把握しているか？

A：辞退者への任意の聞き取りでは、手持ち工事を抱えており、技術者が配置できないということであった。

#### 3 県営ふるさと農道緊急整備事業工事（下呂市小川地内）

Q：応札した12者のうち、2者が他の入札額と比較して低い傾向が見られるが、どんな原因が考えられるか？

A：入札額の低い2者は、手持ち工事が少なく、技術者の空きがあり、どうしても落札したいという意図があったのではないかと考えられる。

Q：特殊な法面工事ということで、当該施工地域である下呂市内の業者を指名選定していないが、選定することはできなかったのか？

A：下呂市内では、今回の特殊工法の法面工事を行える業者はいなかった。

#### 4 ふるさと林道和良明宝線開設工事（郡上市明宝畑佐地内）

Q：郡上市内の業者を20者選定しているが、郡上市以外の業者を選定することは考慮しなかったのか？

A：今回の工事は工事種別及び予定価格から、A等級業者20者以上を指名選定することになっているが、郡上市内にはA等級業者が26者おり、郡上市内での選定が可能であったことから、地域性及び工事实績等を考慮してその中から20者を選定した。

Q：指名選定時において、個々の工事の施工場所等により選定業者を変更しているのか？

A：郡上市は旧7町村で構成されているが、例えば旧明宝村内の工事の場合は、旧明宝村内の業者を優先して選定し、それ以外は出来る限り工事個所から近い業者を順次選定するよう受注機会の均等な確保を心がけている。

#### 5 公共一般国道改築工事・県単道路改良工事（多治見市大畑町地内）

Q：原則的には、客観点数749点以下の業者を選定することになるが、なぜ750点以上の2者を選定したのか？

A：工期の関係と、確実な施工が可能な業者を選定する必要があったことなどから客観点数750点以上の施工能力の高い2者を選定した。

Q：客観点数750点以上の2者を選定しているが、この2者以外に多治見土木事務所管内には750点以上の造園業者はいるのか？

A：指名選定時において、3者いたが、1者は、造園業者の登録はあるが土木工事が専門であることから選定しなかった。

#### 6 東濃西部送水幹線事業工事（可児市柿下地内）

Q：応札者の入札率を見ると、落札者以外に入札率が95%以上で比較的高いと感じるので、今後同様の工事を発注する場合には、ただ単に安ければよいという問題ではないが、少し離れた地域の業者を選定するなどの配慮により、より競争性を確保する検討をしてはどうか？

A：今回は可児市内の工事であるが、可児市内には水道施設工事業者が他の地域と比較して多く、ほとんどを可児市内の業者から選定した。今後は近隣地域に選定要件を満たす業者がいなかった場合には、より広い地域から業者を選定して、より競争性を確保していきたい。

#### 7 公共住宅宅地基盤特定治水施設等整備促進事業工事（垂井町表佐地内）

Q：応札した14者の入札額が近接していると感じるが、何か原因は考えられるか？

A：今回の工事は、コンクリートなどの構造物を作らない土工事主体であり、また使用材料の比較的少ない人工主体の単純な工事であることなどから、積算見積が容易で、各業者の見積額に差異が生じにくいことも要因かと思われる。

Q：今回の工事では、すべて不破郡内の業者を選定しているが、他の地域の業者を選定してみるなどの検討が必要ではないか？

A：一般的には地域性等を考慮して、施工箇所と同一市町村内の業者を中心に選定する傾向はあるが、今後はより広い地域で選定するよう考慮していきたい。